

お取引先各位

平成 28 年 4 月 7 日
高田製薬株式会社

尋常性乾癬等 角化症治療剤
マキサカルシトール軟膏 25 μ g/g 「タカタ」に関する
特許侵害訴訟における最高裁への上告受理申し立てについて

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が平成24年12月から発売しております尋常性乾癬等 角化症治療剤『マキサカルシトール軟膏25 μ g/g「タカタ」』の原料につきまして、平成25年2月19日、中外製薬株式会社より弊社を含む後発医薬品メーカー3社及び原料輸入業者の計4社に対し、東京地方裁判所に特許侵害訴訟を提起され、平成26年12月24日、東京地方裁判所より原料の製法が中外製薬株式会社の特許を侵害した旨の判決が下されました。

本件に対し、弊社を含む4社は平成27年1月6日に知的財産高等裁判所へ控訴しておりましたが、平成28年3月25日に知的財産高等裁判所より、弊社を含む4社の控訴を棄却する判決が言い渡されました。弊社を含む4社はこれを不服として、最高裁判所に平成28年4月7日付で上告受理の申し立てを行いました。

なお、『マキサカルシトール軟膏25 μ g/g「タカタ」』は、平成27年10月15日より、本訴訟の対象とならない製法による原料を使用して製造販売しており、問題なくお使い頂けるとともに安定供給にも問題ございません。

ご心配をお掛けして申し訳ございません。今後とも『マキサカルシトール軟膏25 μ g/g「タカタ」』をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白